

## 部・委員会規定

### 1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款施行細則第3条に基づき、設置する部・委員会とそれらの業務について定める。

### 2. この連盟には、次の4部をおく。

- (1)総務部
- (2)教育部
- (3)競技部
- (4)技術部

### 3. 各部の機構及び業務を以下の通りとし、別表記載の組織図とする。

#### (1)総務部

##### 総務委員会

- イ. 連盟の円滑な運営に関する事項
- ロ. 諸規程の作成及び変更に関する事項
- ハ. 会員管理に関する事項
- ニ. 協力団体及び企業等との折衝及び契約に関する事項
- ホ. いずれの委員会にも属さない事項

##### 支部委員会

- イ. 支部に関する事項

##### 国際委員会

- イ. 外国のインラインスキーに関する団体との関係維持に関する事項
- ロ. 国際間のインラインスキー関連に関する事項

##### 広報委員会

- イ. 機関紙発行に関する事項
- ロ. その他広報に関する事項
- ハ. 連盟を外部に広くアピールするための企画、運営

##### 財務委員会

- イ. 予算及び決算等、連盟の収支に関する事項
- ロ. 財政計画と管理に関する事項
- ハ. 資産の運用に関する事項
- ニ. 日常の会計事務に関する事項
- ホ. その他財務に関する事項

##### 公式用具委員会

- イ. 用具に関する事項
- ロ. 公式用具認定に関する事項

#### (2)教育部

##### 検定委員会

- イ. 認定資格に係わる講習と検定の実施及び内容の研究
- ロ. その他各種検定に関する事項

##### 研修委員会

- イ. インストラクターズクリニックの実施及び内容の研究
- ロ. インストラクターの資質の向上に関する事項
- ハ. ブレードテスト検定員の認定に関する事項

##### 資格委員会

- イ. **スーパーバイザーの認定に関する事項**
- ロ. イグザミナーの認定に関する事項
- ハ. イグザミナーの資質の向上に関する事項
- ニ. デモンストレーターの選考・認定に関する事項

#### (3)競技部

- イ. 競技技術教本の編集、インラインスキーアルペン技術研究に関する事項
- ロ. 競技会などに関する競技規則やレギュレーションに関する事項
- ハ. **インラインスキージャパンナショナルチームの編成、メンバーの選考、育成に関する事項**

#### (4)技術部

- イ. 技術教本の編集、インラインスキースポーツ全般の技術研究に関する事項

ロ. 指導法の研究、開発に関する事項

4. 組織と構成

各部・委員会は部長、副部長、委員長、委員をもって構成する。

(1)各部長、副部長は理事会において互選で定める。

(2)委員長及び委員は会員の中から部長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

5. 招集及び諮問

部会及び委員会は必要に応じ部長が招集し開催する。部長が必要と認めるとき、委員以外の理事及び学識経験者の意見を聞くことができる。

6. 報告と承認

部長または担当委員は遂行業務を理事会に報告し、重要事項は理事会の承認を得なければならない。

7. 庶務及び会計

庶務及び会計は、各部において処理し、総務部財務委員会を経て専務理事に報告する。

8. その他

この規定に定めるもののほか、必要な事項は各部、委員会において別に定める。

全日本インラインスキー連盟組織一覧

